

令和7年4月から令和8年3月までの国民年金保険料(以下、「保険料」)は、月額17,510円で、納付期限は納付対象月の翌月末日です。納付期限までに保険料が納付されないと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、忘れずに納付してください。保険料は、日本年金機構から送付される納付書のほか、クレジットカードや口座振替などで納めることができます。また、スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付もできます。

●口座振替・クレジットカード払いがお得で便利です

口座振替やクレジットカードで納付をすると手間もかからず、納め忘れを防ぐことができます。また、前払い(前納)すると保険料が割引になります。書面による手続きのほか、マイナポータルを経由して「ねんきんネット」からも手続きできます。

●11月30日は「年金の日」です

厚生労働省では、国民お一人お一人、「ねんきんネット」などを活用しながら高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日として、毎年11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。この機会に「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。



▲ねんきんネット

日本年金機構からのお知らせ

- ・日本年金機構では海外在住の方、身体等に障がいのある方を対象に「ねんきんネット」によるオンライン文書相談の試行実施を開始しました。詳しくは日本年金機構のホームページでご確認ください。

岡崎阜南年金事務所 ☎273-6161 / 役場住民課 ☎388-1115



消防署

119番の日

正しい通報マニュアルを身に着けよう

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195



皆さんは、「119番の日」があることを知っていますか？

消防に対する正しい理解と認識を深めるとともに、防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年より「119番の日」として11月9日が制定されています。

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動の始動のために119番通報は非常に重要なものです。119番通報の受信は、消防本部の指令課で行っています。いつ、通報する場面に遭遇するか分かりませんので、いざという時のために、ここで119番通報にあたっての留意事項を紹介します。

119番通報の際、最初に消防本部の指令員から「火事ですか？救急ですか？」と聞かれます。また、次のような情報をお尋ねしますので、落ち着いて対応をお願いします。

【火事の場合】

- ・住所(近くの目標物・何階か?)

- ・何が燃えているか？
- ・逃げ遅れはいないか？
- ・通報者の氏名

【救急の場合】

- ・住所(近くの目標物・何階か?)
- ・何歳の誰がどうしたのか？
- ・通報者の氏名

【事故の場合】

- ・住所(近くの目標物等)
- ・どういう事故か？
- ・けが人(閉じこめられている人)はいるか？
- ・通報者の氏名

なお、適切な病院搬送を行うため、具合が悪い人の年齢、持病、かかりつけの病院などをお尋ねする場合があります。また、気道確保や胸骨圧迫(心臓マッサージ)、圧迫止血などの応急手当をお願いする事があります。

いざという時のために、落ち着いた対応がとれるよう日頃から正しい通報マニュアルを身につけましょう。

